【講演】

児童相談所からみた連携と課題

根ケ山 裕 子

名古屋市西部児童相談所 常勤弁護士

目 次

1 協同面接

- (1) 協同面接とは
- (2) 協同面接までの流れ
- (3) 子どもの言語発達についての配慮
- (4) 子どもへのサポートがされること
- (5) 事後協議
- (6) 協同面接の課題
- 2 児童相談所と捜査機関との連携と課題
 - (1) 子どもに関わる期間や見据えるものの違い
 - (2) 連携の難しさ、目線の違い
 - (3) 連携をしていくためには何が必要?
 - (4) 児童虐待の対応で求められる連携とは?
 - (5) 連携のためには意識のギャップを埋める
 - (6) 愛知県内での連携の取り組み

自己紹介

皆さんこんにちは。名古屋市西部児童相談所で常勤の弁 護士をしております根ケ山裕子と申します。私からは、児 童相談所からみた連携と課題についてのお話をさせていた だきます。

私は平成28年4月から、名古屋市西部児童相談所で常 勤配置されている弁護士として勤務しています。司法面接 との関わりについては、日本国内の司法面接の研修を受け ています。また、実務上、児童相談所単独の被害事実確認

自己紹介

- 根ケ山裕子(ねがやまゆうこ)
- 平成28年4月から名古屋市西部児童相談所 主幹(法務・相談業務に係る特命事項の処理担当) として勤務(常勤配置されている弁護士)
- <司法面接とのかかわり>
- ・司法面接の研修(NICHD、Child First®)
- ・NICHDトレーナー研修(令和元年)
- 児童相談所単独の被害事実確認面接の面接者
- ・警察、検察、児童相談所の協同面接では面接者又は バックスタッフ、関係機関調整

スライドの無断転載・複写禁止



面接の面接者をすることもありますし、バックスタッフもやります。また、警察・検察・児童相談所の協同面接では、面接者をやったりバックスタッフをしたり、所内で捜査機関など関係機関との調整業務をしています。

1 協同面接

(1) 協同面接とは

今回出席されている皆さんはもうご存知の方が多いので 簡単にご説明しますが、平成27年10月に厚生労働省が 発出した通知から、児童相談所では協同面接を実施してい ます。これは児童相談所・警察・検察が連携して協議の上、 子どもから、子どもの負担をかけないような面接や聴取を することについて協議をしながら実施するようになってい ます。

(2) 協同面接までの流れ

協同面接の実施状況というのは、全国的にさまざまですけれども、愛知県ではどのように取り組んでいるのかをご紹介します。

例えば警察から通告がありますと、まずその通告と同じ タイミングぐらいで、警察がこれは協同面接の対象事案で あるという判断されれば、そのタイミングで児童相談所と 検察庁、両方に協同面接の対象事案が発生したということ を連絡します。これはファクスで一斉に連絡をしています。

協同面接とは

·厚生労働省 平成27年 I 0月28日付発出

- 「子どもの心理的負担等に配慮した面接の取組に向けた警察・検察との更なる連携強化について」
- ·最高検察庁 平成27年 I O月28日付発出
- 「警察及び児童相談所との更なる連携強化について(通知)」
- ·警察庁 平成27年10月28日付発出

協同面接とは(厚労省の通知)

「児童を被害者等とする事案への対応における検察及び児童相談所との更な ではない。

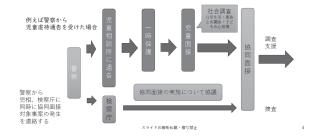
る連携強化について」

児童相談所、警察、検察が連携を強化し、個別事例に応じて3機関を代表した者 I名による面接

⇒調査や捜査段階で、可能な限り、子どもから同じ内容の話を繰り返し聴取しないなど、子どもの特性を踏まえた面接・聴取方法等を 3 機関で協議、実施する

スライドの無断転載・複写禁止

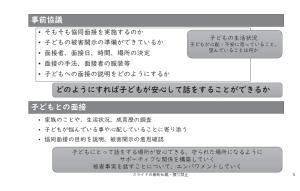
協同面接までの流れ(愛知県内の取組)



その連絡を受けて、3機関で協同面接の実施について協議をします。そして、協同面接を実施するという流れになります。 協同面接の実施については、愛知県では、事案を認知した機関が他の2機関に同時に連絡をすることになっております ので、例えば児童相談所で認知をした場合には、児童相談所から警察、検察庁の両方に同時にファクスで連絡をすること になっています。

そして速やかに協議をしますので、大体認知をしてから1週間くらいで協同面接をすることが多いです。1週間という時間がやはりありますので、児童相談所は例えばその通告のタイミングで一時保護をする場合には、協同面接実施までに子どもの面接をしたり、さまざまな調査をしていくことになります。

協同面接の認知をした後の面接までに事前協議をします。まずはそもそも協同面接を実施するのかというとこから協議をします。大事なのは、子どもが被害開示の準備ができているかというところになります。また、面接をするにしても誰が面接者になるのがいいのか、どのタイミングで面接をするのがいいのか、どのぐらいの時間をかけてやればいいだろうかとか、どの場所だったらいいだろうか、どんなふうな手法がよくて、面接者はどんな服装がいいだ



ろうかとか、この面接に当たって子どもの説明はどのようにしたらいいのか、ということを協議をしていきます。

児童相談所はその協同面接を実施するまでに、実際子どもに会ったり、(児童相談所の調査としての)面接の中で生活 状況や、子どもの心配・不安に思っていることを聞きますので、その情報を捜査機関とも共有しつつ、まず子ども自身が どんなことを心配・不安に思っているのか、どんなことを望んでいるのか、どのようにすれば子どもが安心して話ができるのかという観点で協議をします。

司法面接を(協同面接含め)これまでやってきた経験からすると、やはり子どもは安全・安心だと思える環境だと思うと、たくさんの話をしてくれるということです。ですので、どうしてこの面接(被害聴取)をするのか、どうしてあなたから話を聞かないといけないのかという説明をした上で、子ども自身が自分から、自分でちゃんと話をしようっていう気持ちになってくれる、その動機をちゃんと取るっていうことが大事になってくるんです。

この時の、子どもに話してもらうための動機っていうのは、児童相談所が子どもにとってこれがいいから、こういう目的で話すといいよとか、捜査機関がやっぱりこういうふうにしたほうがいいから、こういうふうに話したほうがいいよとか、そういうわれわれが、大人が考える動機ではなくて、この子自身がこれからどうやって生きていくのか、この子自身が生きていくために、なぜ(被害を)話すかということなのです。子ども自身が決意して話せるようにするという、動機になります。

そのために、子どもが開示するにあたってどのようなことがブロックになるのかを、子どもとの話の中で探っていきます。子どもの面接の中で、家族のこと、生活状況、成育歴を聞いたり、悩んでることを聞いたり、そうしていく中で子どもにとって話す場所が安心できる、守られた場所になるように、サポートティブな関係を職員が構築していき、被害事実を話すことについてエンパワーメントしていくことが大事になってきます。

(3) 子どもの言語発達についての配慮

そして面接では子どもの言語発達の配慮が必要になります。ここでは児童相談所が、協同面接の中で重要な役割を担うことになるのではないかと思います。もちろん面接者は、さまざまな年齢・発達段階にある子どもに対して、どのように話を聞けばいいのか熟知している必要があります。

もちろん年齢というのはあくまでも参考でしかありません。児童虐待を受けている子どもというのは、年齢相応の

子どもの言語発達についての配慮

児童虐待を受けている子どもは年齢相当の発達に至っていないことが多い

- ・学校、保育園の登校状況(教育を受けているか、社会経験、語彙力)
- ・親子関係(言語、情緒的コミュニケーション)
- ・使用言語(外国籍の親子、日本語での意思疎通)
- ・知的障害、言語障害、学力不振などを含む子どもの神経認知発達への有 害な影響

子どもが受けた過去の虐待の内容・発達に関する情報の収集が重要

発達に至っていないことが多いです。例えば学校、保育園の登園、登校状況によっては、その年齢、学年に即した教育を受けているか、社会経験があるか、語彙力がどうかも影響があります。また、親子関係も、例えば言語的、情緒的なコミュニケーションがその親子の中でどのぐらい培われてきたかで変わってきます。外国籍の親子だと使用する言語も影響を与えます。例えば自分の親が日本語を話せるかどうか、子どもがその親の母国語が話せるかどうかで、日本語での意思疎通がどのぐらいできるかとかいうのも変わってきます。あとは知的障害、言語障害、学力不振など、子どもの神経認知発達

への有害な影響も虐待を受けることで出てきます。そのため、子どもが受けた過去の虐待の内容や、発達に関する情報収 集が非常に重要になってきます。

(4) 子どもへのサポートがされること

もう一つ、子どもへのサポートがされることが大事です。子どものサポートは、もちろん言語面、心理面でも必要になります。

例えば面接の前に子どもが話すことについて理解したけれども、うまく話せるか自信がないんだという話をしてくれた 場合には、面接計画の中で、子どもが話す自信がないのでラポールの段階で子どもが話せてることを励ますようなことを たくさん取り入れましょうというようおに計画をしたりします。

また、例えば子どもが虐待の体験から、ある程度高年齢の子どもであっても「分からない」、「間違ってる」と言ったり、大人が言うことを訂正することについて戸惑いそうだなっていうお子さんについては、面接者があえて丁寧に説明して、訂正することについて肯定的な態度を示すというのを丁寧にすることを面接計画で入れるということもあります。

子どもへのサポートがされると

- ラポールを丁寧にすること子どもが自発的に話す。わからないことや間違いを訂正しやすくなる。
- 年齢や発達特性に応じた質問 記憶どおりに話しやすくなる。 子どもが話したことを面接者も間違って捉えにくくなる。
- | ○子どもから得られる情報量が多くなる | ○子どもの話を間違って聴取しないことにつながる

→協同面接前に児童相談所から子どもの発達や聴取上留意するべき情報を捜査機関と

→子どもの心情や発達特性に配慮した質問ができるように面接計画を立てる

スライドの無断転載・複写禁止

このように、児童相談所から情報を基に年齢や特性に応じた質問ができるようになると、子ども自身も記憶どおりに話がしやすくなりますし、子どもが話したことを面接者が間違って捉えにくくなります。この結果、子どもから得られる情報量も多くなりますし、子どもの話を間違って聴取しないことにつながってきます。ですので、協同面接前に児童相談所から子どもの発達や聴取上留意すべき情報を、しっかり捜査機関と共有していくことと、子どもの心情や発達特性に配慮した質問ができるように、面接計画を立てていくことがとても大事になってきます。

(5) 事後協議

そして、皆さまは「面接」というと面接だけに着目されるかもしれませんが、実は協同面接ですごく大事なのは、 私は事後協議だと思っています。協同面接の取組がされてきた中で、連携が進んできた重要なポイントとしてはやはり、この事後協議で3機関が話す機会が設けられたことだと思います。

例えば聴取した直後に、子どもの今後の支援について協 議します。各機関、自分たちは今後こういう動きをしよう

事後協議(多職種で面接直後に実施)

- 子どもの支援をどうするか
- ・各機関の動きについて説明、協議
- ・子どもが処罰意思について迷いがある場合の対応
- 保護者への対応

・捜査の方向性

面接直後に実施することで

子どもの生の気持ち(葛藤、悲しみ、怒り、期待、ダメージ等)を直に知ることができる

捜査機関、福祉機関の職種の垣根を越えて

子どもの最善の利益のために何をすべるなめかを考えることができる

スタイナの無料を重要な。

という考えをお互いに述べます。例えば児童相談所だと、今後保護者を呼び出してこういうことをします、子どもとはこういう話をしていきます。もしかしたら一時保護についてはこのぐらいの期間で帰すことを検討するかもしれません。もしくは、このケースはもう長期的な親子分離が必要だと思うという方針を、この時点で子どもの話した内容から想定できるケースもあるかもしれません。

あと、子ども自身が処罰意思について迷いがあるケースも非常に多いです。そういった場合に、子どもの意思をどのように確認していくのがいいだろうかというのも協議することがあります。保護者の対応も、捜査との関係でどのようにやっていくといいだろうかとか、捜査の方向性についても教えてもらいます。

これは日を置かずに面接直後にすることが大事です。これはなぜかというと、まず面接を同じバックスタッフで見るということで、同じ情報と質を前提に協議をすることができるのと、まさに子どもの生の気持ちを、画面を通じてであっても触れることができるので、同じ熱量で、捜査機関や福祉機関の職種の垣根を越えて、子どもの最善の利益のために何をするべきなのかを考えることができるんです。あと、この事後協議でしっかりと話し合っておくと、その後非常に円滑な連携に進んでいくことができます。

(6) 協同面接の課題

今現状として挙げている協同面接の課題としては、子ど もの発達や特性に配慮した早期の聴取が必要なんですけれ ども、やはり1週間っていうのも、実際はこれはかなり遅 いと思います。本当はもっと早くできると良いかもしれま せん。ケースによっては、もっと早くできるものは早くやっ たほうがいい。

また子どもが受けた虐待の影響の理解が、必ずしも面接 に参加する者全員が理解しているというわけではないとは

協同面接の課題

- 子どもの発達や特性に配慮した早期の聴取が必要
- 子どもが受けた虐待の影響の理解
- 子どもが安心して話せる面接環境の設定(場所、面接者)
- ・幼児、知的障害、発達障害等のある子どもに対してその年齢や 発達特性に応じた質問が求められる (面接者、バックスタッフの理解、知見の向上)
- ・ 職員は司法面接研修を受けるなど研鑽を積んでいくこと

(面接者の技量の格差、バックスタッフの技術の向上)

スライドの無断転載・複写禁止

思います。そのような理解がまだ不十分なので、子どもが安心して話せる環境の設定も、決してハード面もまだまだ十分 そろっているわけではありません。

幼児、知的障害、発達障害のある子どもに対して、その年齢発達に応じた質問が求められますが、ではそれがどういう 質問であれば効果的なのかというのも、まだまだわれわれも知らないところが多いです。そういった知見の向上も求めら れていきます。

そして職員は司法面接の研修を受けるなどの研鑽を積んでいくことが求められます。面接者によって技量の格差もあり ますし、バックスタッフも面接者に助言をするという技術の向上が求められていきます。

このような課題がまだまだありますが、回数を重ねていく中で勉強したり、私がこの後述べる連携の中でもっとできる ことがあると思います。

2 児童相談所と捜査機関との連携と課題

(1) 子どもに関わる期間や見据えるものの違い

では次に、児童相談所と捜査機関との連携の課題についてお話ししていきます。ちょっとだいぶ時間が押してきてしまっ たので。私が児童相談所において、捜査機関との連携の中で気付いたこととしては、子どもに関わる期間や見据えるもの が違うんだなと感じたところです。

例えば、捜査機関の子どもの関わりというのは事件を認 知して捜査して、検察官は起訴して刑事裁判をするという ことになると思うんですけれども、これは子どもの長い人 生の一部分の関わりになってきます。これに対して児童相 談所の関わりというのは、もしかしたらもう少し長く、事 件の前から関わっていることもありますし、事件の後も裁 判の後も児童相談所が関わることがあります。そのため、 児童相談所は事件の前、後、裁判の後の虐待による子ども

子どもに関わる期間や見据えるものの違い 児童相談所のかかわり 子どもの人生 子どもへのかかわり方、期間によって 見据えるものが違う 組織的な価値判断や限界の違い (どの問題について いつ ビ 組織はないで、いつ、どんなカ法に、 (どの問題について、いつ、どんなカ法に、 どの程度までやるのか、何を重視するのか)

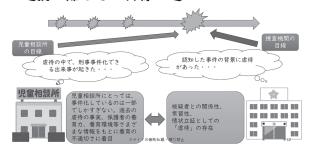
の影響を見据えた関わり方をします。ですので、このような子どもへの関わり方、期間によって各機関の見据えるものが 違ってくるということと、組織的な価値判断や限界の違いがあって、どの問題について、いつどんな方法でどの程度やる のか、何を重視するのかっていうのが変わってきます。

(2) 連携の難しさ、目線の違い

そして次に、連携の難しさとしては目線の違いというも のがあります。

例えば、児童相談所の虐待に対する目線というのはどのようなものかといいますと、例えば(あるケースでは)たくさん(過去の)虐待がある中で、事件にできるものがあった、事件化するのは虐待のある中の一部でしかないというふうに、児童相談所の目線では思います。児童相談所にとって事件化しいてるのは(虐待の)一部でしか過ぎず、過去

連携の難しさ・目線の違い



の虐待の事実、保護者の養育力、養育環境など、さまざまな情報を基に、養育の不適切さに着目していくというのが児童 相談所の視点になります。

これに対して捜査機関の視点は、どちらかというと認知した事件の背景に虐待があった。例えば被疑者と被害者との関係性とか常習性とか、情状立証として「虐待」という存在になってきます。

このように目線が違ってくるがゆえに、各機関が対立したり連携がうまくいかないことが生じているのではないかと思います。

(3) 連携をしていくためには何が必要?

では、連携するためには何が必要か。私は、まずは共通 のゴールを持つことが大事だと思います。「子どもの安心・ 安全」と、「虐待の再発防止」を共通のゴールとするなら、 まずはこの「再犯の防止」との違いを考えたほうがいいと 思います。

第三者から加害を受けた子どもに比べて、虐待を受けた 子どもの方が予後が悪い傾向にあります。加害者に対して 肯定的な感情を抱いている子どももいますし、非加害親と

連携をしていくためには何が必要?

- 共通のゴール:「子どもの安心・安全」・「虐待の再発防止」とするなら

○再犯の防止との違い

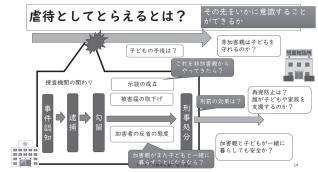
- 第三者からの加害を受けた子どもに比べて、虐待を受けた子どもの方が予後が悪い(加害者に対して肯定的な感情を抱いている子どももいる。非加害親との関係が希薄でサポートが受けられない)
- 加害者と被害者が一緒に生活をすることがある
- 一時的に離れてもまた同居することがある
- ・刑罰を科すことが必ずしも再発防止につながるわけではな

「虐待」としてとらえることが重要

の関係が希薄で、その親からサポートが受けられない子どもがいます。

また、虐待のケースだと加害者と被害者が一緒に生活することがあります。そして一時的に離れても、例えば児童相談所が一時保護をしても、また家族再統合で同居することがあります。ですので、刑罰を科すことが必ずしも再発防止につながるわけではないということです。もちろん刑罰を科すことは効果がないということではなくて、必ずしもそれで解決することではないということです。ここで大事なのは、起こっている出来事が「虐待」であると、そう捉えることが重要だと思います。

では、虐待として捉えるというのはどういうことかと申しますと、例えば捜査機関の関わりの中で刑事処分を考えるに当たって、その捜査の途中で示談が成立したり、被害届の取り下げがあったり、また加害者の反省の態度を考慮しながら刑事処分を考えることがあると思います。これは普通にどの刑事事件でもあることだと思いますが、では、これが虐待のケースで起こったらどうでしょうか。例えば



この示談の成立について、これを非加害親がやってきたらどうでしょうか。非加害親は子どもを本当に守れるのだろうか、加害親の方の味方になっているのではないかと心配になります。では、加害者が反省の態度を示しているといっても、加害親がまた子どもと一緒に暮らすことになるのだったら、どうでしょうか。この反省の態度を見た時に、十分だろうか。また子どもと暮らしていても安全だろうかと心配になります。

刑事処分についても、刑罰の効果はどうだろうか。その後も、子どもは生活をしていきます。そうすると、この刑罰の 効果によって再発防止できるようになるだろうか。その後も子どもの生活、家族の生活は続いていくわけですから、誰が 子どもや家族を支援していくのだろうか、どのような機関が子どもたちをサポートしていくのか。そして、子どもの人生 はずっと続いていくけれどもその予後はどうなるのだろうか、と考えてみたらどうでしょうか。何かもう少し考えなけれ ばならないかもしれません。

事件後も関わる機関、例えば児童相談所は、この示談の成立であったり、被害届の取り下げを非加害親がやっていたら、本当に非加害親が子どもを守れるのかというのを考えないといけません。非加害親のところに帰せばいいとかそういうことではなくなるわけです。本当に加害者が反省しているだろうか、反省の中身なんだろうかというのが気になります。そういった情報が適切に児童相談所に提供されるかによって、児童相談所の支援も変わってきます。ですので、このようなその後の機関がどう関わるか、その情報がどう役立つかということが意識できるか。つまり、その先を意識することができるかというのがとても大事だと思います。

(4) 児童虐待の対応で求められる連携とは?

児童虐待の対応で求められる連携というのは、罰を与えることが親子にとって最善の道なのか、事件化したとしても子どもの安全が必ずしも確保され続けるわけではないのです。そしてまた家族ですから、やはり子どもと家族の修復と回復の視点を持たないといけません。そうしてくると、やっぱりそれを支援する次の機関と共有すべき情報と、一定の質も必要になりますし、そのタイミングもあります。

そして処分をしてから、いきなりじゃあ罰金です、不起

児童虐待の対応で求められる連携とは?

- ・罰を与えることが親子にとって最善の道なのか
- 事件化したとしても子どもの安全が確保される続けるわけではない。
- 子どもや家族の修復と回復の視点

○共有するべき情報とその質 ○共有するタイミング ○処分前の個別協議



スライドの無断転載・復写禁止

訴です、帰しました、釈放されましたっていうのではなくて、やはり処分前に個別協議で、どのように加害者の反省を促 していくかという話もできていくといいと思います。

(5) 連携のためには意識のギャップを埋める

そしてもう一つ大事なのが、連携のための意識のギャップを埋めるということです。われわれは、持ってる目線も見据えてるものも価値判断もさまざま違ってきます。ですので、そのギャップを埋めるためのことをやっていく必要があると思います。

例えば、この警察・検察・児童相談所の、例えば運用を 協議する協議会を実施したりとか、お互いの機関の役割を 知るための研修、業務説明会をやったりとか、また3機関

連携のためには 意識のギャップを埋める

- ・警察、検察、児童相談所の円滑な連携をするための協議会の定期的な実施
- ・互いの機関の役割等を知るための研修 業務説明会
- 三機関の職員が同じ司法面接や協同面接の研修を受けること

子どもの心身のケアの適切なタイミングや優先順位 多機関間での意識合わせ 共通理解の構築

> 司法面接と心身のケアの連携を促進する研修プログラムの開発 田中晶子、安田裕子、上宮愛 (子どもの虐待とネグレクトVol21 No.3)

ライドの無断転載・複写禁止

の職員が同じ司法面接の研修を受けることも大事だと思います。もちろん3機関に限らず、医療機関と他の機関も入って

もいいかもしれません。

その中で子どもの心身のケアの適切なタイミングや優先順位を、多機関の中で意識を合わせて、まずは共通理解を構築 していくことがとても大事だと思います。

(6) 愛知県内での連携の取り組み

最後に愛知県では今頑張って3機関で連携を続けていますけれども、平成27年11月から、3機関の協議会を定期的に実施して、協同面接の運用について、もっとより良くするためにはどうしたらいいかというのが日々協議をされています。

また、その中でお互いの業務の内容を知ろうということで、業務説明会を今年度も実施します。毎年1回やっています。

愛知県内での連携の取り組み

- ・平成27年 | 1月から児童相談所、警察、検察連携強化協議会を定期的に実施
- ・平成27年11月から協同面接の実施を開始
- •年に | 回業務説明会(警察、検察、児相)を実施
- ・年に | 回三機関合同で司法面接研修(NICHD)を実施

話をする機会をつくり、お互いの機関を知ること!

スライドの無断転載・複写禁止

年に1回、3機関の合同で司法面接研修も実施して、その中でグループワークを通じて、お互いの役割を職員が知る機会もつくるようになっています。

このように、いろんな機関が顔を合わせて会ったりする機会をつくって、お互いのことを知っていくことが、連携のために重要だと思います。少し時間オーバーしてしまったんですけれども、最後までご清聴いただきましてありがとうございました。